

原子力発電所に関する四大臣会合（第8回）の概要

平成24年6月16日(土)

10:57～11:32

於 官邸4階大会議室

<出席者>

野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、細野内閣府特命担当大臣

(オブザーバー)

齋藤内閣官房副長官、仙谷民主党政調会長代行

<会議の内容>

○冒頭、野田内閣総理大臣から以下の発言があった。

- ・先ほど西川知事から政府の再起動についての御了承をいただいた。政府としても最終的な判断をしたい。

○配付資料（「特別な監視体制」の整備について）に基づき、枝野経済産業大臣から、以下の説明があった。

- ・本日、仮に政府として再起動するとの判断に至った場合には、「特別な監視体制」を直ちに立ち上げる。
- ・特別な監視体制の整備は、東京電力福島第一原発事故後、初めての再起動となることを踏まえ、万が一事故が発生した場合の緊急対応に万全を期す観点から、特別な監視体制を整備することで、住民の「安全・安心」に万全を期すことを目的としている。
- ・具体的な内容は、枝野経済産業副大臣を責任者とする「常時監視・緊急対応体制」を編成し、大飯原発オフサイトセンターに設置する。万が一の事故時には、当該副大臣を原子力災害対策特別措置法に基づく現地対策本部長に充て、即応可能な体制とするもの。
- ・原子力安全・保安院からの審議官をヘッドとする10名程度の人員に加え、福井県からも専門職員が加わる。さらに、関西電力からは副社長をヘッドに参加し、原子力発電所のメーカーである三菱重工業や三菱電機、全て参加するわけではないが学識経験者にも加わってもらう。
- ・テレビ会議システムを接続し、再起動対応を常時監視し、国民への情報提供を行う。昨日（6月15日）、原子力安全・保安院においてこのテレビ会議システムを接続している状況を私（枝野経済産業大臣）自身、確認をし

た。

- ・各号機の原子炉起動から定格出力までの間など安全上重要な局面においては、牧野経済産業副大臣及び原子力安全・保安院の審議官が常駐し、また、検査担当の管理職（統括原子力保安検査官）を派遣する。なお、牧野経済産業副大臣については、国会などがある場合は政務官等と入れ替わることになる。
- ・営業運転開始までの間、管理職級の原子力安全統括管理官（若狭担当）を大飯オフサイトセンター又は大飯発電所内に常駐させる。大飯発電所に派遣する検査要員も4名から8名に倍増している。特に、熱出力100%到達までは24時間中央制御室で監視する。また、原子力安全基盤機構からも検査要員を5名ほど派遣する。
- ・大飯発電所、大飯発電所オフサイトセンター、関西電力（原子力事業本部）、原子力安全・保安院との間のテレビ会議システムを常時接続し、緊急時には、テレビ会議システムにより官邸と大飯発電所との連絡体制をとることとする。
- ・これらの措置は、政府による再起動判断後から、新規規制機関が発足するまでの暫定的な措置。発足後は、同機関の現地組織が、原子力発電所の安全対策の実施状況や運転状況を常時監視する。
- ・大飯発電所30km圏内に位置する福井県外の自治体を代表する形で京都府、滋賀県に対しては、個別に情報提供を行い、連携を図る。なお、両府県からは、必要に応じて大飯発電所オフサイトセンターへ職員を派遣していただくことが可能な形とし、万が一の場合に、その場で情報を共有できる体制としている。

○その後、大飯発電所3・4号機の再起動に関する議論が行われた。

- ・福井県の原子力安全専門委員会も、政府の再起動にあたっての安全性の判断基準は妥当であり、大飯発電所3・4号機は必要な安全性を有すると判断している。
- ・関西圏からも大飯発電所3・4号機の再起動について一定の理解が得られている。
- ・本日、政府として再起動に関する最終判断を行ったとしても、これは再起動に向けた手順作業に入るというだけであって、各号機が稼働して出力100%で電力供給が出来るということを決定するものではない。したがって、節電対策は、電力供給が確認されて初めて対応が変わってくるもの。節電の緩和については、本日から始まる再起動に向けた作業の状況を見ながら判断をしていくということになる。

- ・節電については、政府与党で連携して節電キャンペーンをしっかりとやっていくことが必要である。
- ・関西電力に対しては、今回の再起動は、東京電力福島第一原発事故を踏まえて判断したものであるため、小さなトラブルでも許されないという緊張感をもって作業を行うよう指示し、場合によっては、作業の過程で再起動のプロセスを止めることも十分にあり得るということを伝えるべき。
- ・昨日（6月15日）、新たな規制機関を設置するための法案が衆議院を通過した。早急に成立するよう努め、出来る限り早急に施行の準備をすることが重要である。
- ・新しい組織が誕生した場合には、大飯発電所3・4号機についても、他の原子力発電所と同様に、専門家の判断により安全性を客観的に評価することになる。
- ・それまでの間は、大飯発電所3・4号機以外の発電所の再起動に関する判断プロセスは昨年の7月に取りまとめた「我が国原子力発電所の安全性の確認について」に基づく枠組みの下で行う。
- ・伊方発電所の評価書については原子力安全・保安院のプロセスまで終了し、原子力安全委員会に提出しているものの、原子力安全委員会の確認作業が進んでいない。

○これらの議論を踏まえ、西川福井県知事から再起動の政府の判断に対する了承が得られたことを重く受け止め、大飯発電所3・4号機を再起動すべきとの結論に至った。

○本日の会合の議論を踏まえ、野田内閣総理大臣から、以下の発言があった。

- ・大飯発電所3・4号機の再起動について、本日、西川福井県知事から、再起動の政府判断について福井県として了承する旨の発言を頂いた。
- ・東京電力福島原発事故を踏まえ、これまで40年以上にわたり原子力発電と向き合い、電力消費地に電力の供給を続けてこられた立地自治体として決断をされたことに感謝を申し上げたい。
- ・本日の西川福井県知事の言葉を重く受け止め、要請のあった事項については引き続き対応を進めていく。
- ・立地自治体の理解を得られた今、四大臣として、大飯発電所3・4号機を再起動することを政府の最終的な判断とする。
- ・政権として、国民の原子力行政・安全規制への信頼回復に向けて更なる取組を進めていく決意である。
- ・昨日、新たな規制機関を設置するための法案が衆議院を通過し、参議院で

審議に入った。その一日も早い発足に向けて、関係閣僚等一丸となって努力を続けていく。

- ・ 新たな規制機関の発足までの間も、地元の皆様の安全・安心のため、特別な監視体制を速やかに立ち上げ、起動作業にあたっては、安全に遺漏なきよう万全を期していく。
- ・ こうした取組を含め、政府として、原子力に関する安全性を確保し、それを更に高めていく努力をどこまでも不断に追求していく。

○最後に、枝野経済産業大臣から政府の判断を受けた規制当局としての対応について、以下の発言があった。

- ・ ただいまの政府の最終判断について、私（枝野経済産業大臣）から、関西電力に対し速やかに伝達をし、再起動に向けた準備作業に取りかからせることとする。
- ・ 起動作業にあたっては、くれぐれも安全に遺漏なく万全を期すよう私（枝野経済産業大臣）からも関西電力に対して直接伝える機会を早期に持ちたいと思う。
- ・ また、特別な監視体制についても、牧野経済産業副大臣を責任者として直ちに立ち上げることとする。

以上